

相続税法 解答速報

第 72 回税理士試験 相続税法解答速報（令和 4 年 8 月 5 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1（25 点）

(1) 相続税の課税価格に加算される財産及び課された贈与税額の控除

① 暦年課税贈与財産（2 点）

平成 30 年の贈与財産は相続開始前 3 年以内の贈与ではないため、相続税の課税価格には加算されない。

② 相続時精算課税適用財産（2 点）

令和元年土地 1,000 万円 + 令和 2 年米国国債 2,000 万円 + 令和 3 年信託受益権 0 円（注） = 3,000 万円

（注） 教育資金の非課税

$$1,000 \text{ 万円} - (\text{※}) 1,000 \text{ 万円} = 0 \text{ 万円}$$

$$(\text{※}) \quad 1,000 \text{ 万円} \leq 1,500 \text{ 万円} \quad \therefore 1,000 \text{ 万円}$$

③ 贈与税額控除（相続時精算課税適用財産）（2 点）

イ 令和元年

$$1,000 \text{ 万円} - (\text{※}) 1,000 \text{ 万円} = 0 \text{ 万円}$$

$$(\text{※}) \quad 1,000 \text{ 万円} \leq 2,500 \text{ 万円} \quad \therefore 1,000 \text{ 万円}$$

ロ 令和 2 年

$$(2,000 \text{ 万円} - (\text{※}) 1,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 100 \text{ 万円}$$

$$(\text{※}) \quad 2,000 \text{ 万円} > 2,500 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} = 1,500 \text{ 万円} \quad \therefore 1,500 \text{ 万円}$$

ハ 合計

$$\text{イ} + \text{ロ} = 100 \text{ 万円}$$

(2) 関連する条文

① 生前贈与加算（4 点）

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続開始前 3 年以内にその被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産（贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。）に限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

② 相続時精算課税

イ 相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者（2 点）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産（その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする。

ロ 相続時精算課税に係る贈与税額控除（2点）

イの場合において、相続時精算課税適用財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額からその贈与税の税額（贈与税の外国税額控除前の税額とし、附帯税を除く。）に相当する金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

③ 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

イ 贈与税の非課税（5点）

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、個人（教育資金管理契約締結日において30歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の法施行地にある営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入（以下「預入等」という。）した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人がその信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない

ロ 贈与者が死亡した場合（6点）

贈与者がイの適用に係る教育資金管理契約に基づき信託又は贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間にその贈与者が死亡した場合には、次に定めるところによる。

(a) その贈与者に係る受贈者は、その贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、その贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

(b) その贈与者に係る受贈者については、その贈与者が死亡した日における非課税拋出額から教育資金支出額（学校等以外に支払われる教育資金については、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額として一定の金額（以下「管理残額」という。）をその贈与者から相続（その受贈者がその贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。）により取得したものとみなす。

(c) (b)の規定は、その贈与者の死亡の日において受贈者が次に該当する場合（㊸又は㊹に該当する場合には、その受贈者がその旨を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を(1)の届出と併せて提出又は提供をした場合に限る。）には、適用しない。

㊸ 23歳未満である場合

㊹ 学校等に在学している場合

㊺ 教育訓練を受けている場合

問2 (25点)

(1) 趣旨及び概要

① 趣旨 (2点)

中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点から従来の規定を拡充して規定された。

② 概要 (10点)

特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人である特例贈与者（その特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下同じ。）が特例経営承継受贈者にその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの規定の適用に係る贈与及びその贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、その贈与が次のそれぞれに定める贈与であるときは、贈与税の期限内申告書の提出により納付すべき贈与税の額のうち、特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、贈与税の申告期限までにその贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、特例贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

イ 特例経営承継受贈者が1人である場合

① $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合 … $C \times \frac{2}{3} - B$ 以上の数に相当する非上場株式等の贈与

② $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合 … Aのすべての贈与

A：贈与直前において特例贈与者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数

B：贈与直前において特例経営承継受贈者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数

C：贈与直前における特例認定贈与承継会社の発行済株式の総数

ロ 特例経営承継受贈者が2人又は3人である場合

その贈与後において次のいずれも満たす贈与

① $D \geq$ 特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数 $\times \frac{1}{10}$

② $D >$ その特例贈与者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数

D：いずれの特例経営承継受贈者の有する特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数

(2) 父Yが死亡した場合

① 取扱い (4点)

父Yの死亡によりその死亡の日において、その日において納税猶予されている贈与税額は免除される。この場合には、父Yの死亡による相続又は遺贈に係る相続税について、子Bが父Yから相続により非上場株式等の取得をしたものとみなされ、相続税の課税が行われる。

なお、父Yの死亡に係る相続税の課税価格に算入すべきその非上場株式等の価額については、贈与により取得した非上場株式等の贈与の時における価額（1株当たり5万円 \times 1,000株=5,000万円）とする。

② 関連する条文

イ 贈与税の免除 (4点)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又はその特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が次のいずれかに該当することとなった場合には、贈与税を免除する。

- (a) その特例贈与者の死亡の時以前にその特例経営承継受贈者が死亡した場合
- (b) その特例贈与者が死亡した場合
- (c) 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、その特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等につき非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除又は非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用に係る贈与をした場合

ロ 特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例（5点）

特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合（その死亡の時以前にその特例経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、その特例贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、その特例経営承継受贈者がその特例贈与者から相続（その特例経営承継受贈者がその特例贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により特例対象受贈非上場株式等の取得をしたものとみなす。

この場合において、その相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべきその特例対象受贈非上場株式等の価額については、その贈与の時ににおける価額による。

〔第二問〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地G	養子 A	②84,366,000	$230,000 \times 0.97 + 190,000 \times 1.00 \times 0.03$ $+ 185,000 \times 1.00 \times 0.03 = 234,350$ $234,350 \times (180 \text{ m}^2 + 180 \text{ m}^2) = 84,366,000$
家屋H	養子 A	①20,000,000	$20,000,000 \times 1.0 = 20,000,000$
宅地 I	養子 A		宅地Gと一体評価
宅地 J	長女 B 次女 C	①34,668,000 34,668,000	$300,000 \times 1.00 \times 360 \text{ m}^2 = 108,000,000$ $108,000,000 - (\text{※}) 38,664,000 = 69,336,000$ (※) 敷地利用権 $69,336,000 \times \frac{1}{2} = 34,668,000$
宅地 J (配偶者居住権 に基づく敷地利 用権)	配偶者乙	②38,664,000	$108,000,000 - 108,000,000 \times 0.642 = 38,664,000$
家屋K	長女 B 次女 C	①4,108,800 4,108,800	$32,000,000 \times 1.0 = 32,000,000$ $32,000,000 - (\text{※}) 23,782,400 = 8,217,600$ (※) 配偶者居住権 $8,217,600 \times \frac{1}{2} = 4,108,800$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
家屋K (配偶者居住権)	配偶者乙	②23,782,400	$32,000,000 - 32,000,000 \times \frac{25\text{年} - 15\text{年}}{25\text{年}} (\text{※}) \times 0.642$ $= 23,782,400$ <p>(※) 残存耐用年数</p> <p>(1) 耐用年数 22年 \times 1.5 = 33年</p> <p>(2) 経過年数 平成26年9/28 ~ 令和4年5/29...7年8月 \therefore 8年 (6月以上切上)</p> <p>(3) 残存耐用年数 (1) - (2) = 25年</p>
私道L	長女B 次女C	①467,346 467,346	<p>(1) $300,000 \times 0.93 \times 0.94 \times (\text{※}) 0.90 \times 0.3 = 70,810$ $70,810 \times 132 \text{ m}^2 = 9,346,920$</p> <p>(※) $\frac{33\text{m}}{4\text{m}} = 8.25 \quad \therefore 0.90$</p> <p>(2) $240,000 \times 0.3 \times 132 \text{ m}^2 = 9,504,000$</p> <p>(3) (1) < (2) $\therefore 9,346,920$ $9,346,920 \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{2} = 934,692$ $934,692 \times (1 - 50\%) = 467,346$</p>
宅地M	長女B 次女C	①18,000,000 18,000,000	$240,000 \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 = 72,000,000$ $72,000,000 \times (1 - 50\%) = 36,000,000$ $36,000,000 \times \frac{1}{2} = 18,000,000$
宅地N	長女B	①28,203,000	$70,000 \times 1.00 \times (\text{※}) 0.79 \times 600 \text{ m}^2 = 33,180,000$ ① <p>(※) $\frac{600\text{m}^2 \times 0.95 + 25}{600\text{m}^2} \times 0.8 = 0.79$ ① (小数点2位未満切捨)</p> $33,180,000 \times (1 - 50\% \times 30\%) = 28,203,000$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
家屋O	長女 B	①18,200,000	$26,000,000 \times 1.0 \times (1 - 30\%) = 18,200,000$
P社株式	長女 B 夫 B'	①52,264,500 ①10,452,900	長女 B $34,843 \times 1,500$ 株 = 52,264,500 夫 B' $34,843 \times 300$ 株 = 10,452,900
Q社株式	次女 C	①38,600,000	$1,930 \times 20,000$ 株 = 38,600,000
貸付金	配偶者乙	②2,039,452	$2,000,000 + (\text{※1}) 39,452 = 2,039,452$ $(\text{※1}) \quad 2,000,000 \times 3\% \times \frac{(\text{※2}) 240 \text{日}}{365 \text{日}}$ $= 39,452$ (円未満切捨) $(\text{※2}) \quad \text{令和3年10/1} \sim \text{令和4年5/29} \therefore 240 \text{日}$
生命保険契約 (に関する権利)	養子 F	②16,500,000	

(2) 遺贈により取得した個々の財産 (取引相場のないP社株式) の価額の計算

イ 評価方法の判定

$\frac{B 50 + B' 10}{200} = 30\% \geq 30\% \quad \therefore \text{同族株主等 ①}$
$B \quad \frac{50}{200} = 25\% \geq 5\% \quad \therefore \text{原則的評価方式}$
$B' \quad \frac{10}{200} = 5\% \geq 5\% \quad \therefore \text{原則的評価方式 ①}$

(1) 類似業種比準価額

$$\frac{30,000,000}{6,000株} = 5,000 \quad \frac{30,000,000}{50} = 600,000$$

$$\text{㉞} \quad \frac{(2,400,000 + 1,800,000) \div 2}{600,000株} = 3.5$$

$$\text{㉟イ} \quad \frac{45,000,000}{600,000株} = 75$$

$$\text{ロ} \quad \frac{(45,000,000 + 100,000,000 - 60,000,000) \div 2}{600,000株} = 70 \text{ (円未満切捨)}$$

$$\text{ハ イ} > \text{ロ} \quad \therefore 70$$

$$\text{㉞} \quad \frac{30,000,000 + 400,000,000}{600,000株} = 716 \text{ (円未満切捨)}$$

<小区分>

$$\text{A} \quad 275、251、255、241、257 \quad \therefore 241$$

$$241 \times \left(\frac{3.5}{8.2} + \frac{70}{40} + \frac{716}{429} \right) \times 0.6 = 183.6 \text{ (10 銭未満切捨)}$$

$$183.6 \times \frac{5,000}{50} = 18,360 \text{ ㉠}$$

<中区分>

$$\text{A} \quad 280、255、258、244、259 \quad \therefore 244$$

$$244 \times \left(\frac{3.5}{7.3} + \frac{70}{38} + \frac{716}{380} \right) \times 0.6 = 203.4 \text{ (10 銭未満切捨)}$$

$$203.4 \times \frac{5,000}{50} = 20,340 \text{ ㉡}$$

$$18,360 < 20,340 \quad \therefore 18,360$$

(2) 純資産価額

$$\text{①} \quad (1,300,000,000 - 80,000,000 + 120,500,000) - 660,000,000 = 680,500,000$$

$$\text{②} \quad 1,200,000,000 - 650,000,000 = 550,000,000$$

$$\text{③} \quad (\text{①} - \text{②}) \times 37\% = 48,285,000$$

$$\text{④} \quad \frac{\text{①} - \text{③}}{6,000株} = 105,369 \text{ (円未満切捨) ㉢}$$

(3) 1株当たりの価額

$$\text{(※1)} \quad 18,360 + \text{(※2)} \quad 84,295 \times (1 - 0.75) = 34,843 \text{ ㉣}$$

$$\text{(※1)} \quad 18,360 < 105,369 \quad \therefore 18,360$$

$$\text{(※2)} \quad 105,369 \times \frac{80}{100} = 84,295 \text{ (円未満切捨)}$$

(3) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
<p>① 特例対象宅地等 (対象資産及び減額割合①)</p> <p>宅地J (居) (乙) $\frac{108,000,000}{360\text{m}^2} \times 80\% = 240,000$</p> <p>宅地N (貸) (B) $\frac{28,203,000}{600\text{m}^2} \times 50\% = 23,502.5$</p> <p>∴ 配偶者乙取得特定居住用宅地等 128.88 m² (※1) 及び長女B取得貸付事業用宅地等 121.890…m² (※2) を選択</p> <p>(※1) $360\text{m}^2 \times \frac{38,664,000}{108,000,000} = 128.88\text{m}^2 < 330\text{m}^2 \quad \therefore 128.88\text{m}^2$</p> <p>(※2) $200\text{m}^2 - 128.88 \times \frac{200}{330} = 121.890\text{…m}^2 < 600\text{m}^2 \quad \therefore 121.890\text{…m}^2$</p> <p>② 調整計算による減額金額</p> <p>宅地J $240,000 \times 128.88\text{m}^2 = 30,931,200$</p> <p>宅地N $23,502.5 \times 121.890\text{…m}^2 = 2,864,741$ (円未満切捨)</p>		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額 (単位：円)
宅地J	配 偶 者 乙	30,931,200 ②
宅地N	長 女 B	2,864,741 ②

(4) 分割財産の価額の計算

(単位：円)

配偶者乙 長女B 次女C	}	350,000,000 ×	{	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$	=	175,000,000 87,500,000 87,500,000
①						

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙	△ ① 750,000	100,000 + 150,000 + 500,000 = 750,000
	長女 B	△ 1,260,000	$2,520,000 \times \frac{1}{2} = 1,260,000$ ①
	次女 C	△ 1,260,000	遺言執行費用は控除できない
葬式費用			500,000 + 1,235,000 + 5,000 = 1,740,000
			初七日法要費用及び香典返戻費用は控除できない
	配偶者乙	△ 580,000	} $1,740,000 \times \frac{1}{3} = 580,000$ ①
	長女 B	△ 580,000	
次女 C	△ 580,000		

(6) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	配偶者乙	① 60,000,000	60,300,000 - (※) 300,000 = 60,000,000
	養子 A	10,000,000	(※) 入院給付金
	長女 B	10,000,000	$30,000,000 \times \frac{1}{3} = 10,000,000$
	次女 C	10,000,000	
同上の非課税金額	配偶者乙	△ 18,750,000	(1) $5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000$ ①
	長女 B	△ 3,125,000	(2) $60,000,000 + 10,000,000 + 10,000,000 = 80,000,000$
	次女 C	△ 3,125,000	(3) (1) < (2) ∴ 25,000,000
			$\left. \begin{array}{l} \text{乙} \\ \text{B} \\ \text{C} \end{array} \right\} 25,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{60,000,000}{80,000,000} = 18,750,000 \\ \frac{10,000,000}{80,000,000} = 3,125,000 \text{ ①} \\ \frac{10,000,000}{80,000,000} = 3,125,000 \text{ ①} \end{array} \right.$
			養子 A は相続人でないため適用なし

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

	配偶者乙	養子 A	長女 B	次女 C	養子 F	夫 B'
遺贈による取得財産	33,554,652	104,366,000	153,046,805	95,844,146	16,500,000	10,452,900
分割財産	175,000,000		87,500,000	87,500,000		
みなし取得財産	41,250,000	10,000,000	6,875,000	6,875,000		
債務	△ 750,000		△1,260,000	△1,260,000		
葬式費用	△ 580,000		△ 580,000	△ 580,000		
課税価格 (1,000円未満切捨て)	248,474,000	114,366,000	245,581,000	188,379,000	16,500,000	10,452,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
千円		千円		千円
823,752		30,000 + 6,000 × 5人 = 60,000 ❶		763,752
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額	
		円	円	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	381,876,000	148,938,000	
養子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	76,375,000	15,912,500	
長女 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	76,375,000	15,912,500	
次女 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	76,375,000	15,912,500	
養子 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	152,750,000	44,100,000	
	❶			
合計	5人	1	(100円未満切捨て) 240,775,500 ❶	

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	養子 A	長女 B	次女 C	養子 F	夫 B'
算出税額		72,626,775	33,428,180	71,781,176	55,061,532	4,822,805	3,055,028
加算 又は 減算	相続税額の2割加算金額					964,561	611,005
	配偶者の税額軽減額	△72,626,775					
	未成年者控除額					△ 200,000	
納付税額 (100円未満切捨て)		0	33,428,100	71,781,100	55,061,500	5,587,300	3,666,000

(納付税額まで計算①)

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計 算 過 程
相続税額の2割加算金額	養子 F	964,561	$4,822,805 \times \frac{20}{100} = 964,561$
	夫 B'	611,005	$3,055,028 \times \frac{20}{100} = 611,005$
(対象者及び算式①)			
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	△ 72,626,775	(1) 72,626,775 (2)① $823,752,000 \times \frac{1}{2} = 411,876,000 \geq 160,000,000$ ∴ 411,876,000 ② 248,474,000 ③ ① > ② ∴ 248,474,000 ④ $\frac{240,775,500 \times ③}{823,752,000} = 72,626,775$ (3) (1) ≥ (2)④ ∴ 72,626,775 (算式①)
未成年者控除額	養子 F	△ ①200,000	$100,000 \times (18 \text{歳} - 16 \text{歳}) = 200,000$

【講評】

〔第一問 問1〕

問1では、生前贈与加算、相続時精算課税適用財産の相続税の課税価格への加算、贈与税額控除及び直系尊属からの教育資金の一括贈与に関する問題が出題されました。これらの内容は普段計算問題で解答している内容となるため、普段計算問題で解答している内容を如何に文章化できたかがポイントとなります。

また、直系尊属からの教育資金の一括贈与については、贈与者が死亡した場合の規定まで解答できているかどうかポイントとなります。

以上より第一問問1では、16点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第一問 問2〕

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定は平成30年の改正事項であり、かつ、重要理論として取り上げていたことから解答できた方も多くあったと思います。なお、この規定の趣旨については「中小企業の円滑な世代交代の促進」が解答できていれば得点になると思われます。

また、この問題では特例贈与者が死亡した場合の取扱いも問われていました。この特例贈与者が死亡した場合については、特例経営承継受贈者である子Bが特例贈与者である父Yから対象受贈非上場株式等を相続により取得したものとみなされる取扱いが解答できているかどうかポイントとなります。

以上より第一問問2では、14点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問〕

昨年の税理士試験問題と比較すると今年の税理士試験問題は、ボリュームは昨年より少なくなりましたが、財産評価についてはミスをしやすい問題となっていました。そこで、下記の内容について凡ミスをせず如何に正確な答案作成ができたかがポイントになると思われます。

- ・養子Fの取扱い
- ・宅地の評価単位（宅地Gと宅地I）
- ・配偶者居住権、配偶者居住権の計算要素及び地積規模の大きな宅地評価上の較差割合の端数処理
- ・取引相場のない株式の評価における純資産価額の計算
- ・小規模宅地等の減額（宅地Mの取扱い）
- ・生命保険金等の入院給付金の取扱い

以上より第二問では、30点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔全体について〕

今回の試験問題は、第一問は解答範囲を漏らさず解答できているかどうか、第二問は凡ミスをせず如何に正確な答案作成ができたかが合否を分けることになると思われます。

ボーダーラインについては、60点前後と予想されます。

第73回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第72回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第73回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、試験翌週より令和5年度(第73回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをYouTubeで無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第73回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTubeのチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月9日(火)19:30~
消費税法	8月10日(水)19:30~
法人税法	8月9日(火)19:30~
相続税法	8月12日(金)19:30~
国税徴収法	8月28日(金)公開予定

【開講オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月30日(火)公開予定
消費税法	9月1日(水)公開予定
法人税法	9月2日(木)公開予定
相続税法	9月5日(月)公開予定
国税徴収法	9月5日(月)公開予定

【無料体験講義】

各科目の初回OUTPUT講義の様子も、YouTubeで公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9月6日(木)公開予定
財務諸表論	9月9日(金)公開予定
消費税法	9月12日(月)公開予定
法人税法	9月12日(月)公開予定
相続税法	9月12日(月)公開予定
国税徴収法	9月22日(木)公開予定



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな
がら実力派講師の講義が受けられます。

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているため、受講期間内
であれば、後から好きな時に繰り返し見直せます。

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信
料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は
こちら



詳細はネットスクールホームページ

をご覧ください

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索!